

第1回本部会合資料

平成21年10月
拉致問題対策本部

1. 事務局体制等について

- (1) 拉致問題対策本部事務局については、総務・拉致被害者等支援室、政策調整室及び情報室の3室体制とする。

総務・拉致被害者等支援室は、拉致被害者及びその家族の方々などの支援及び本部の庶務を主に担当する。

政策調整室は、拉致問題解決に向けた政策の企画立案・関係府省との調整及び拉致問題に係る国内・国際の理解促進を主に担当する。

情報室は、認定被害者及び拉致の可能性を排除できない者に係る情報の収集並びに関連する北朝鮮情報の収集・分析などを主に担当する。

- (2) 特に、情報関係について、人員及び予算を含め強化することとし、本年度及び来年度予算などについて所要の調整を行う。

2. 関係府省連絡会議の構成等について

関係府省連絡会議については、固定メンバーとはせずに、具体的な検討の必要が生じた際に、議長である中井担当大臣が、テーマ及び構成員の範囲を決定し、関係府省に連絡する。